

第三章 多様で健全な森林の整備・保全

1. 多様で健全な森林の整備

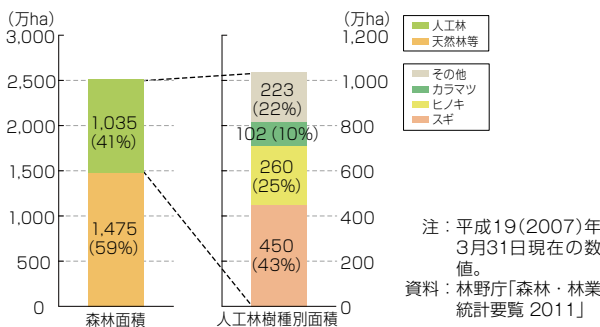
(1) 森林の機能

- 地球温暖化防止や生物多様性保全等の森林の有する多面的機能を発揮していくため、持続可能な森林経営の下、多様で健全な森林づくりを進めることが重要。

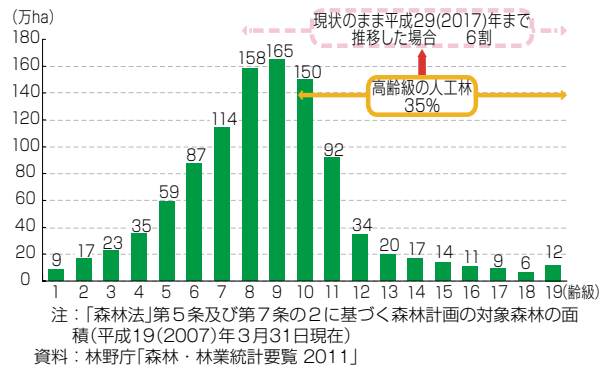
(2) 森林資源の現状

- 我が国の森林面積は、国土の約3分の2に当たる約2,500万ha。このうち約4割に相当する1千万haが人工林。人工林の主な樹種は、スギ、ヒノキ、カラマツ。森林の所有形態は、森林面積の約6割が私有林、約3割が国有林、約1割が公有林。
- 我が国の森林の蓄積は、平成19(2007)年に約44億m³となるなど量的には充実。高齢級の人工林は10年後の平成29(2017)年には6割に増加する見込み。

森林面積と人工林樹種別面積



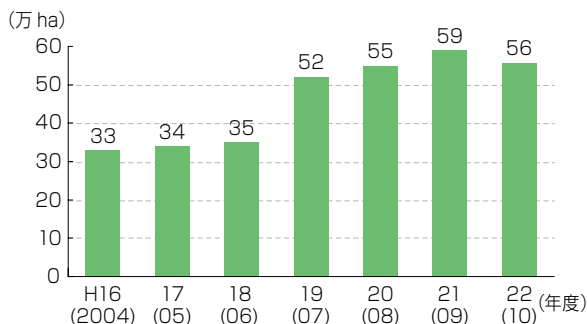
人工林の齢級構成



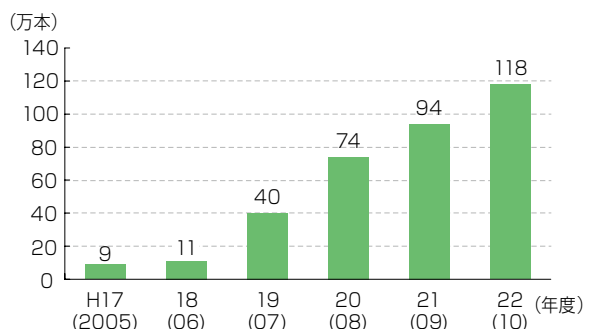
(3) 森林整備の取組

- 森林の有する多面的機能を発揮するためには、間伐等の森林施業により、森林の整備・保全を図ることが必要。
- 林野庁は、間伐の共同実施、路網整備の加速化、間伐材の公共事業への活用等の総合的な間伐対策を推進。平成19(2007)年度から平成24(2012)年度までの6年間で合計330万haの間伐を実施することを目標としており、平成22(2010)年度には、56万haの間伐を実施。
- 林野庁は、花粉の少ない森林づくりに向けた取組を推進。平成22(2010)年度の花粉症対策苗木の生産量は約118万本(平成17(2005)年度の約13倍)。

間伐の実施状況



花粉症対策苗木の生産量(概数)



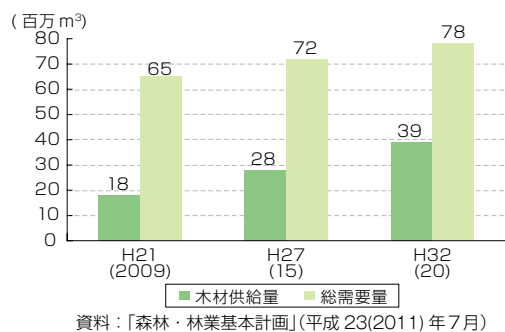
(4) 森林における生物多様性の保全

- 平成23(2011)年6月に、パリで開催された「第35回世界自然遺産委員会」において、「小笠原諸島」の自然遺産としての世界遺産一覧表への記載が決定。
- 平成24(2012)1月に、政府はユネスコ世界遺産センターに、「富士山」を文化遺産として世界遺産一覧表に記載するための推薦書を提出。

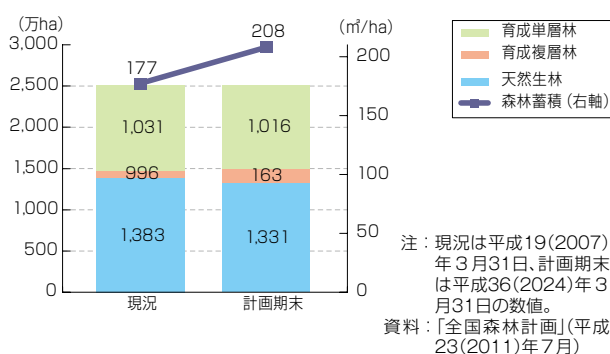
(5) 「森林・林業再生プラン」の実現に向けた取組

- 「森林・林業再生プラン」を法制面で具体化するため、平成23(2011)年4月に「森林法」の一部を改正。現行の「森林施業計画」を「森林経営計画」に変更。伐採及び伐採後の造林の届出がなく伐採が行われた場合の伐採中止又は造林の命令を新設。
- 7月には、「森林・林業基本計画」を見直し、施業の集約化、路網整備の加速化等の基本的方向を明示。「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定。
- 「全国森林計画」も見直し。地域主導により森林の機能ごとの区域を設定できる仕組みに転換、森林整備・保全の目標を設定。

木材供給量の目標と総需要量の見通し



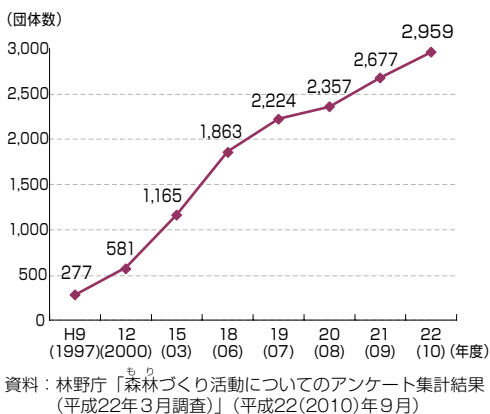
森林整備及び保全の目標



(6) 「国民参加の森林づくり」等の推進

- 森林ボランティア団体数は、平成22(2010)年度には2,959団体に増加。また、CSR(企業の社会的責任)活動の一環としての森林づくり活動が活発化。
- 2011年は「国際森林年」。我が国では、「森を歩く」をテーマに、国際森林年を記念した講演会や全国植樹祭等の関係行事を積極的に開催。

森林ボランティア団体数の推移



事例

「葉っぱのフレディ」の「国際森林年子ども大使」就任

平成23(2011)年3月に、ミュージカル「葉っぱのフレディ」の子役21名が、鹿野農林水産大臣より「国際森林年子ども大使」に任命。子ども大使達は、全国植樹祭で「国際森林年アピール宣言」や東日本大震災の被災地慰問など、様々な活動を実施。



「国際森林年子ども大使」任命式

2. 国土保全の推進と野生鳥獣等の森林被害対策

(1) 森林の適切な管理の推進

- 水源の涵養^{かん}や山地災害の防止等、森林の有する公益的機能の発揮が特に要請される森林については計画的に保安林に指定。保安林の面積は平成22(2010)年度末において1,202万ha(全国の森林面積の48%、国土面積の32%)。

(2) 地域の安全・安心の確保を図る治山対策の展開

- 平成23(2011)年は、東日本大震災の津波、台風の相次ぐ上陸や集中豪雨等により各地で山地災害が多発。林野庁では、技術を有する職員等の派遣や災害復旧事業の実施等により迅速に対応。
- また、森林の造成や森林の保全を図る施設の整備等を行う治山事業実施。

津波による被害



宮城県山元町^{やまもとちょう}

台風第12号による被害



奈良県十津川村^{とつかわむら}

(3) 野生鳥獣被害対策の推進

- 野生鳥獣により、年間5~7千haの森林被害が発生。約7割はシカによる被害。「個体数調整」、「被害の防除」及び「生息環境管理」の3つを総合的に推進することが重要。防除技術や森林再生技術についてのシンポジウム等も開催。

野生鳥獣被害対策の基本的な考え方



事例 鳥獣被害対策に関するシンポジウム

林野庁は、平成24(2012)年3月に、シンポジウム「野生鳥獣による森林被害対策を考える」を開催。野生鳥獣被害対策を如何に成功させるかについて議論。



シンポジウムの様子

(4) 森林被害対策の推進

- 松くい虫被害量はピーク時の4分の1程度の水準であるが、我が国の森林病虫害被害の中では最大の被害量。林野庁では、薬剤散布や樹幹注入等の「予防対策」や被害木の伐倒くん蒸等の「駆除対策」を実施。
- ナラ枯れ被害については、平成23(2011)年10月末時点における被害量(速報値)は、前年度より約17万 m^3 減の約16万 m^3 。被害木の駆除や粘着材の塗布等の予防対策を推進。

3. 国際的な取組の推進

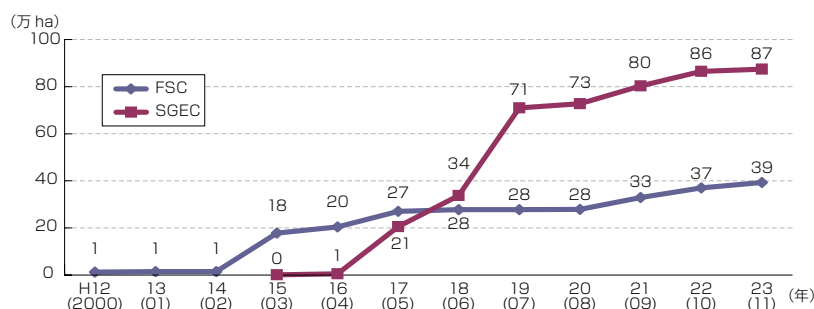
(1) 世界の森林面積

○世界の森林は、アフリカと南米でそれぞれ年平均300万ha以上減少する一方、アジアにおいては年平均224万ha増加するなど、全体として、2000年から2010年までの10年間で年平均521万ha減少。

(2) 持続可能な森林経営の推進

- 世界の持続可能な森林経営を推進するための「基準・指標」の作成が進展。我が国は、「モントリオール・プロセス」に加盟。
- 森林の違法伐採は、持続可能な森林経営を阻害する要因の一つ。我が国は、「違法に伐採された木材は使用しない」という考え方に基づき、国際的な取組を推進。
- 2011年8月には、中国との間で「違法伐採及び関連する貿易への対処と持続可能な森林経営の支持についての協力に関する覚書」を締結。
- 森林認証制度は、消費者に、適正に生産された木材の選択的な購入を促すことにより、持続可能な森林経営を推進する民間の取組。国内の認証森林面積は増加傾向にあるものの、近年、伸び幅は低位。

我が国における認証森林面積の推移



資料：FSC及びSGECホームページより
林野庁企画課作成。

(3) 我が国の国際協力

- 我が国は、技術協力や資金協力等の二国間協力、国際機関を通じた多国間協力等により、持続可能な森林経営を推進するための国際協力を推進。
- 国際熱帯木材機関(ITTO)は、我が国(横浜市)に本部を置く国際機関。1986年に設立され、2011年で25周年。

独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた森林・林業分野の技術協力プロジェクト等(累計)

地域	国数	終了件数	実施中件数	計
アジア・大洋州	16か国	59	20	79
中南米	11か国	24	2	26
欧州・アフリカ	9か国	13	6	19
合計	36か国	96	28	124

注1：平成23(2011)年12月31日現在の数値。

注2：終了件数は昭和51(1976)年から平成23(2011)年12月までの実績。

資料：林野庁計画課調べ。

事例 ラオスにおける森林減少抑制のための参加型土地・森林管理プロジェクト

ラオスの森林率は、焼畑移動耕作等のために、1940年代の70%から2002年には42%まで低下。

我が国は、2009年から5か年計画でラオス農林省へ専門家を派遣。森林土地利用計画の作成や郡普及員等の能力強化等を支援。



ラオス山岳地域での焼畑